

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
株式会社進栄建設	東茨城郡茨城町神谷 7 79-10	02-013472

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 4 年 1 月 13 日 ~ 令和 4 年 2 月 12 日 (1 か月)

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

株式会社進栄建設が, 平成 25 年度に施工した水戸土木事務所発注の内原塩崎線道路改良舗装工事 (業務名: 25 国補地道第 25-03-159-0-001 号 24 国補地道第 24-03-159-0-003 号 24 国補地道第 24-03-385-0-002 号合併) において, 設計値どおりの路床入替が行われないなど粗雑工事が認められた。

5. 指名停止理由

上記事実は, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」 (平成 29 年要領第 3 号) 別表第 1 第 3 号に該当すると認められる。

〈指名停止等措置要領別表第 1〉

措置要件	期間
(過失による粗雑工事等) 2 町工事の施工に当たり, 過失により工事を粗雑にしたと認められるとき(かしが軽微であると認められるときを除く。) ア 過失による粗雑工事等 イ 過失による粗雑工事等で, かつ悪質性が高い	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内 6ヶ月以上12ヶ月以内
3 町内における工事で前号に掲げるもの以外のもの(以下「一般工事」という。)の施工に当たり, 過失により工事を粗雑にした場合において, かしが重大であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上3ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 029-297-5005 (ダイヤルイン)

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
大和ハウス工業株式会社	大阪府大阪市北区梅田 3-3-5	01-005279

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格者番号を表す。

2. 指名停止措置期間

令和 4 年 1 月 13 日 ~ 令和 4 年 4 月 12 日 (3 か月)

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

大和ハウス工業(株)は, 資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また, 資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。同社は, このことにより, 国土交通省近畿地方整備局から令和 3 年 1 月 1 日 17 日付けで, 建設業法第 28 条第 1 項の規定に基づく指示処分及び同法第 28 条第 3 項の規定に基づく営業の停止命令を受けた。

5. 指名停止理由

上記事実は, 「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成 29 年要領第 3 号) 別表第 2 第 1 4 号ア及びイに該当すると認められる。

〈指名停止等措置要領別表第 2〉

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 1 4 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)の規定に違反し, 同法第 28 条の規定に基づく監督処分を受けたとき。 ア 指示処分を受けたとき。	当該認定をした日から 2ヶ月以上6ヶ月以内
イ 営業停止処分を受けたとき。	当該認定をした日から 3ヶ月以上9ヶ月以内

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)